



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

公告

- 労働委員会規則に基づく公示による交付……………(東京都労働委員会)…二

告示

●東京都告示第千九百九十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

豊島区西池袋三丁目千二百七十三番 平成二十九年七

一、千三百五十八番二十九から同番 月六日  
三十三まで、同番三十七、同番三十八及び千三百五十九番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千九百九十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十五日

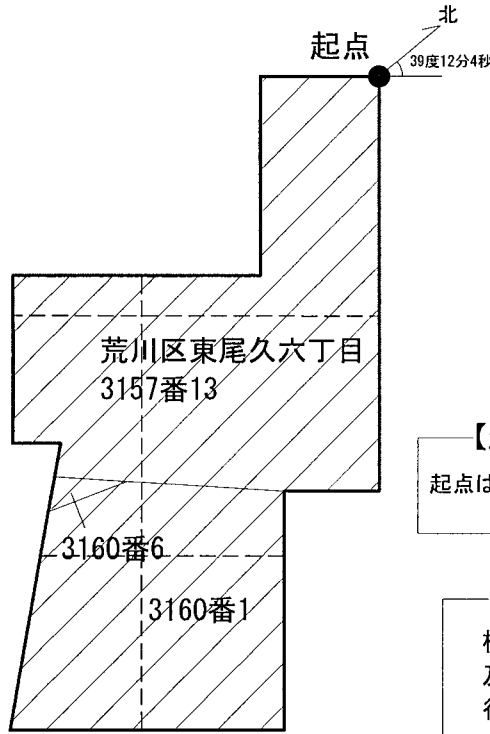
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 単位区画
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、荒川区東尾久六丁目3157番13の最北端とする。

【格子の回転の角度(39度12分4秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

労働委員会規則に基づく公示による交付

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第49条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり公示による交付を行う。

なお、交付すべき書類は、東京都労働委員会事務局審査調整課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成29年8月8日の終了をもって書類の交付があったものとみなされる。

平成29年7月25日

東京都労働委員会

会長 房村 精一

記

1 事件名

都労委平成28年不第25号不当労働行為救済申立事件 (THE事件)

2 交付すべき書類

1の事件に関する命令書

3 交付を受けるべき者

結審時の所在地 豊島区南池袋二丁目29番12号  
被申立人 株式会社THE

代表取締役 龍原 諭

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円

一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001